# 保護者の皆さまへ

飯野高校定時制では、生徒が将来信頼される社会人としての基本を身につけられるよう、 学力の向上、礼儀やマナーの習得、規律ある行動やすぐれた人権感覚などの育成を自指して、次のような指導に努めています。ご家庭におかれましてもご理解いただき、ご指導の程よろしくお願いします。

## I 生徒の心得

### 1 基本的な心得

- (1) 意欲的な学習活動を続ける力を養うこと、規則正しく自主的な生活習慣を身につけることに努める。
- (2) 乱暴な言葉や行動を慎み、集団生活の規律・秩序を守り、社会の模範になるよう努める。
- (3) 礼儀正しくして品性を高めるとともに、お互いの人格を尊重して、明るい社会人としての素養を身につけることに努める。
- (4) 校舎、校具等の公共物を大切にし、学校の環境美化に努める。

## 2 校内生活

- (2) 決められた場所(給食室)、決められた時間(19:10~19:30) 以外は飲食しない。
- (3) 貴重品は、持ってこない。仕方なく持ってきてしまった場合は、使わずに自分管理するか、関係の先生に預ける。
- (4) 学習に必要でないゲームなどは、持ってこない。
- (5) 空き時間や休み時間などでは、他の教室の授業の妨げにならないように心掛ける。
- (6) 校舎内は、学校指定の上履きを使用する。体育館シューズは体育館のみで使用する。
- (7) 登校したら下校までは無断で校外に出ない。

#### 3 校外生活

- (2) 深夜の外出はできるだけ避ける。

(18歳未満の生徒の夜10時以降の外出は、三重県条例により深夜徘徊。)

とく、がいはく 特に外泊するときは、行き先、帰宅時間などを保護者に告げ、了解を得る。

(\*保護者と常に連絡のとれる状態にしておく。)

- (3) 通学のときだけでなく、交通事故や盗難などにあった場合はできるだけ早く学校や 学察に連絡する。(\*交通事故の時は必ず相手の名前、住所、連絡先を聞く。)
- (4) 近年、駅周辺での不審者による声かけや露出による被害が近くの学校でも報告されています。不審者への対応は早期対応が大切なので、すぐに学校や警察に連絡する。

### 4 通学•交通安全

- (1) 通学の際は、交通ルールやマナーを守り、他の車両などに十分注意しながら安全に心がけ、事故防止に努める。
- (2) 自転車、原付バイク、自動車通学者は、信号無視、並列走行、道路の斜め横断、はいたいでんわりしょう まんがく き まんがく き こうかてん きけん スマホ・携帯電話を使用しながら、イヤホンで音楽を聴きながらの運転などの危険 行為は絶対にしない。
- (3) 自動二輪車の運転もしくは送迎による登下校は、安全性の問題により認めない。

#### とくべつせいとしどう **Ⅱ 特別生徒指導について**

次のような問題行動などがあった場合には、生徒がその行動を反省するとともに、今後の がっこうせいかったなながあった場合には、生徒がその行動を反省するとともに、今後の がっこうせいかったなが、 学校生活を見直す機会となるよう特別に指導や懲戒処分等を行います。その際は、保護者 の方にも来校していただくことになります。

- 〇 暴力や暴言、いじめ、恐喝や金銭強要
- 〇 薬物乱用
- 〇 万引き・寄盗などの犯罪行為
- 〇 交通違反、器物破損などの法令に違反するような行為を行った場合
- 〇 SNSでの誹謗中傷等
- 〇 (未成年者の) 喫煙(喫煙具所持も含む) や飲酒
- 不健全娯楽施設への立ち入り
- 〇 まわりに迷惑をかける行為
- 〇 教員の注意を聞かない態度や行動(授業中にスマホ・携帯をさわる等への指導拒否)
- 〇 授業中うるさい(授業妨害)、授業さぼり等
- O テストで不正行為などを行った場合

(カンニング、携帯・スマホをさわる、携帯・スマホの音を鳴らす (バイブ音も含む)) ようきいがい 上記以外にもルールに反する行為をした場合、特別指導を行ったり、懲戒処分を課したり することがあります。

## Ⅲ ホームページへの写真掲載および個人情報の管理について

本校では、教育活動を広く一般に公開し、活動への理解と協力を得るために、学校マネジメントの一環としてホームページを公開しております。その中で、生徒の活動場面を写真に記録し、掲載することがあります。掲載に当たっては、写真のサイズを小さくするとともに解像度を下げ、個人の特定を防いでいます。記録および掲載のご承認をよろしくお願い申し上げます。なお、個人情報の取得・利用・第三者提供は、法令を遵守し、厳密に管理しております。

## 通学に関するルール

- 1 自転車による通学について
- (1) 自転車による通学を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出する。
- (2) 許可された者は、通学用自転車に登録標識を貼付する。
- (3) 通学用自転車は所定の場所に駐車し、必ず施錠する。(ダブルロックが望ましい。)
- (4) 安全運転を心がけ、二人乗り・傘さし運転・並進通行等の危険な行為をしない。
- 2 原付バイクによる通学について
- (1)原行バイクによる通学は、次の条件を満たした者に限る。
- ア 通学距離が2km以上であること。
- イ 自宅外で就労していること。
- ウ運転免許証を学校に登録していること。
- エ 通学に使用する原動機付き自転車は、5000未満であること。
- オ 違法改造車でないこと。
- カ 任意保険に加入していること。
- (2) 原付バイクによる通学を希望する者は、次の書類を提出する。
- ア車両通学届
- イ 運転免許証(写し)
- ウ 自賠責保険証(写し)
- エ 任意保険証(写し)
- (3) 安全運転を心がけ、道路交通法を順守する。
- 3 自動車による通学について
- (1) 自動車による通学は、次の条件を満たした者に限る。
- ア 通学距離が2km以上であること、または特別の事情のあること。
- イ 自宅外で就労していること。
- ウ 運転免許証を学校に登録していること。
- エ 違法改造車でないこと。
- オ 任意保険に加入していること。
- (2) 自動車による通学を希望する者は、次の書類を提出する。
- ア 車両通学届
- 運転免許証(写し)
- ウ 任意保険証(写し)
- エ 自賠責保険証(写し)
- (3) 安全運転を心がけ、道路交通法を順守する。